## 令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画について ~令和5年度からの主な変更点~

項目	変更点
重点対策 食中毒予防対策事業 【p.7~p.8】(統合)	従前の「食肉の衛生対策事業」及び「ノロウイルス食中毒 予防対策事業」を統合し、さらに「アニサキス食中毒予防対 策」及び「食品、添加物の一斉取締り」も加え、「食中毒予 防対策事業」として一体的に実施します。
市内流通食品の実態調査 畜水産物の有害物質モニタリング検 査 【p.11】(統合)	モニタリング検査である「畜水産物の残留有害物質モニタ リング検査」及び「魚介類の汚染有害物質モニタリング検 査」を統合し、取組みを実施します。